

上下水道事業の今後の経営の在り方について

答申書

令和7年2月21日

中津川市上下水道事業経営審議会

目次

はじめに	- 1 -
1 水道事業	- 2 -
(1) 水道事業のあり方について	- 2 -
(2) 経営戦略の見直しについて	- 3 -
2 下水道事業	- 4 -
(1) 下水道事業のあり方について	- 4 -
(2) 経営戦略の見直しについて	- 5 -
3 おわりに	- 6 -
審議会 審議経過	- 7 -
審議会 委員名簿	- 8 -

はじめに

上下水道事業は、安全、安心な水の安定供給、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など市民生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

水道事業においては、平成 27 年度をピークに給水人口が減少しており、加えて節水型機器の普及などにより、給水量も減少を続けている。

このような中、水道事業においては、平成 29 年 3 月に策定した「中津川市水道事業経営戦略」の見直しを行った。

一方、下水道事業においては、平成 2 年に供用を開始して以降着実に普及を推進し、水洗化率は令和 5 年度末現在で 88.7%となっている。これからも、未普及地区の整備のほか、施設の老朽化対策、耐震化対策及び維持管理に係る経費が増大することが見込まれるが、厳しい財政状況の中で水道事業同様、使用水量の伸び悩みが課題となっている。

また、経営状況の的確な把握による経営効率化、経営改革の推進、より適切な説明責任を目指し、令和 2 年 4 月 1 日より下水道事業 4 会計に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行した。

いずれの事業も安定した経営基盤のもと、計画的に施設の維持管理・更新・整備等を進めていくことで、ライフラインを扱う事業者としての使命を果たし、この上下水道を次世代に確実に引き継いでいかなければならない。

このような状況を踏まえて、令和 5 年 3 月 8 日に中津川市長から、将来にわたり上下水道の事業を健全に運営するため、「上下水道事業の今後の経営の在り方」について諮問を受けた。

本審議会では、今後の上下水道事業の経営の在り方について、関係資料を十分に検討し、慎重に審議を重ねた結果、一定の結論を得たので、次のように答申する。

1 水道事業

(1) 水道事業のあり方について

①水道事業の現状と課題

本市水道事業は、昭和 26 年の創設以降、給水人口や給水量の増加による拡張事業を重ねてきた。平成 17 年の市町村合併時には旧中津川上水道と旧福岡上水道を統合した後、平成 29 年 4 月 1 日、上水道 1 事業に簡易水道 19 事業の全部譲り受けによる経営統合を行い、令和 5 年度末における給水人口は 72,428 人、年間有収水量は 8,689 千 m³ となっている。

本市の行政区域内人口は今後も減少を続ける見通しであり、令和 16 年度には令和 5 年度から約 8.1%減少し、67,356 人となる見通しである。その結果、有収水量及び給水収益も減少を続け、給水収益は、令和 16 年度には令和 5 年度より 69 百万円減少し、1,647 百万円となる見通しである。また、一般会計からの繰入金も、基準額の減少により今後減少していく見込みである。

②水道料金について

本審議会では、今後の財政見通しを踏まえた審議を行い、水道事業の持続性を確保するためには、前回審議会の答申内容のとおり、改定率 30%の料金改定が必要との結論に至った。

なお、水道料金の改定に当たっては、今後の水道事業経営において、以下に掲げる取組に尽力されることを、本審議会からの付帯意見として申し添える。

付帯意見 1.

急激な負担増を避けるため、段階的な料金改定の実施といった激変緩和措置を講じること。

付帯意見 2.

今後の財政状況を検証し、国の補助金の動向、広域連携の検討結果を踏まえ令和 11 年度を目途に、再度審議会にて料金改定の必要性について審議すること。

付帯意見 3.

将来世代の負担を抑制するため、企業債の発行は整備費用の 65%を目安とし、令和 16 年度における給水収益に対する企業債残高の比率を 400%以内に収めるよう、配慮すること。

付帯意見 4.

本市は、給水の多くを岐阜東部上水道用水供給事業からの受水に依っている現状

を踏まえ、受水が無駄なく利用できるよう、管路更新等の有収率向上に向けた取組を推進すること。

付帯意見 5.

人口減少が進む社会情勢を踏まえ、維持管理費の削減に向けた水道施設の統廃合やダウンサイジングによる施設規模の最適化について、早急に検討すること。

付帯意見 6.

「岐阜県水道広域化推進プラン」を踏まえ、岐阜東部広域水道圏における「経営の一体化」について議論を深め、令和 8 年度を目途に水道広域化の方向性を明らかにすること。

付帯意見 7.

水道料金の改定が利用者の生活等に与える影響を鑑みて、市としても配慮に努められたい。

(2) 経営戦略の見直しについて

本審議会は、今後の水道事業のあり方について上記のとおり方向性を提示するとともに、その方向性を踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「水道事業経営戦略」の見直しを実施した。

その結果、本審議会に付議された見直し後の「水道事業経営戦略」は、本審議会が示した方向性に合致していることを確認した。

令和 7 年度から始まる計画期間においては、今回見直した「水道事業経営戦略」に基づき、将来にわたって安定的な事業を継続して経営していくことを期待する。

なお、令和 12 年度には更なる料金改定について見込まれているが、市民生活に与える影響も大きいため、再度、上下水道事業経営審議会に諮り、その必要性について審議されるよう申し添える。

2 下水道事業

(1) 下水道事業のあり方について

①下水道事業の現状と課題

本市は、昭和 49 年度に公共下水道事業（中津川処理区）に着手し、昭和 63 年度に一部供用を開始した。本市は山間部特有の地形のため、その維持管理、更新に多額の費用を要している。

その一方で、令和 5 年度末における水洗化率は 88.7%に留まっており、未だ普及途上にある。下水道の未整備地域では、地域の実情に配慮し、合併処理浄化槽における水洗化のほか下水道整備区域の見直しも視野に入れ、経済的な事業促進に努める必要がある。

本市下水道事業は、汚水処理にかかる費用を使用料収入で賄っている割合を示す「経費回収率」は今後低下を続け、令和 16 年度には 83.8%まで低下する見通しである。

②下水道料金水準の妥当性

本審議会は、上記の課題について討議を重ね、経営戦略の計画期間においては当面、以下のような対応策を講ずることによって下水道料金の改定を行うことなく、引き続き安定的な事業を継続できるとの結論に至った。

今後、これらの対応策を着実に推進することで当面の事業継続性を確保するとともに、地方公営企業法適用により可視化された経営情報や、ストックマネジメント計画等の各種計画類の内容を踏まえ、次期審議会において、今後の下水道事業の在り方について再度検討されることを期待したい。

ア) 維持管理費の削減等

施設、機械設備等の修繕を計画的に行うことで修繕費の削減に繋がるため、施設情報のデータ化及び活用を推進すること。

また、接続戸数が減少したマンホールポンプの廃止に向けた取組を推進すること。併せて処理場用地を含めた施設等の有効活用による財源の創出、経費削減について検討し、取組みを推進すること。

イ) 資本費平準化債の活用

世代間の使用料負担の公平性に配慮し、施設の耐用年数に応じた借入金の返済となるよう、引き続き資本費平準化債を活用すること。なお、次世代に過剰な負担を残さないよう、活用は必要最低限の額・期間とされたいこと。

ウ) 施設統廃合の推進

ストックマネジメント計画及び岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画に基づき処理施設の統合を行い、処理施設の費用削減を推進すること。

エ) 処理方式の抜本的見直し

人口減少の進展という社会情勢を踏まえ、一定規模の処理人口を前提とする「集合処理方式」から、個別・分散単位で処理する「個別処理方式」への転換について検討すること。

オ) 官民連携の活用

民間事業者が一体的な維持管理・運営による効率化等によりコスト削減を図る包括的民間委託の導入が経費削減に有効と考えられるため、下水道事業においても水道事業で導入している官民連携手法の活用について検討を進めること。

(2) 経営戦略の見直しについて

本審議会は、今後の下水道事業のあり方について上記のとおり方向性を提示するとともに、その方向性を踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「下水道事業経営戦略」の見直しを実施した。

その結果、本審議会に付議された見直し後の「下水道事業経営戦略」は、本審議会が示した今後の下水道事業のあり方の方向性に合致しており、計画期間中における下水道料金改定は不要との結論に至った。

ただし、下水道事業会計全体では資金不足とならないが、事業セグメントに分割した場合、農業集落排水事業と個別排水処理事業については資金不足となるため、施設の統廃合や包括的民間委託などの経費削減策を検討する必要があるため、再度、上下水道事業経営審議会に諮り、その事業の在り方について審議されるよう申し添える。

令和 7 年度から始まる計画期間においては、今回見直した「下水道事業経営戦略」に基づき、将来にわたって安定的な事業を継続して経営していくことを期待する。

3 おわりに

上下水道は、市民生活を支える重要な生活インフラの一つである。

上下水道事業は、現在および将来にわたり安全・安心な水の安定供給、生活環境の改善、公共用水域の水質保全などの役割を有している。

これらの役割を長期にわたり安定的に果たし、事業継続していくためには使用者による適正な費用負担による経営基盤の強化が必要となる。

このことは、水道事業における給水人口の減少、節水型機器の普及による給水量の減少、下水道事業における水洗化未普及地区の整備、施設の老朽化対策・耐震化対策・維持管理に係る経費の増大からも早急な対応が求められていることが明らかとなった。

本審議会では、上記の視点から上下水道事業の今後の経営の在り方について、水道事業に関しては事業の現状と課題・経費削減・今後の水道料金の在り方などを議論し、下水道事業に関しては、事業の現状と課題・経営改善に向けた取組・将来見通しなどを検討し、具体的な方向性を示した。

水道事業については、今後の財政見通しを踏まえた上での慎重な議論を経て、将来世代に過度な借金を残すことを避けるべく、然るべき給水収益を確保するために水道料金改定が必要と、前回審議会の答申内容と同じ結論に至った。同時に、料金改定をするに当たり、これまでの経費削減の取り組みを継続するとともに、更なる経費削減の取り組みも実施すべきとの結論に至り、料金改定と経費削減の両面から安定した水道事業経営を継続していくことが求められる。また、水道料金の改定に当たっては7つの付帯意見を申し添えてあるので、留意されたい。

下水道事業については、行政区域内人口の推計、昨今の物価高騰を踏まえ、今後増大する下水道施設の維持管理・更新等の費用を確保し、安定した事業継続を行えるよう必要な対応策を提示した。これらについては、汚水処理事業の広域化・共同化に係る統合事業や、処理場の更新については合併処理浄化槽への転換を踏まえ次期審議会において、再度検討されることを期待したい。

水道事業・下水道事業の両事業ともに市民生活に不可欠な社会基盤であることを十分に考慮して、本答申に基づき慎重に判断されたい。

最後に、上下水道事業の経営に限定したこの審議会での検討には限界があるため、市全域のライフライン等を網羅した持続可能なまちづくりについて、総合的に検討することを期待したい。

審議会 審議経過

審議会	日時	内容
第1回	令和5年3月8日 14:00~16:20	市長から審議会委員委嘱 正副会長互選 市長から審議会への諮問 議題1号:上下水道事業経営審議会でご審議いただきたいこと 議題2号:水道事業のあらまし(現状と課題)について 議題3号:下水道事業のあらまし(現状と課題)について
第2回	令和5年8月17日 14:00~16:00	議題1号:水道事業 令和2年度上下水道事業経営審議会の答申事項の進捗状況について 議題2号:下水道事業 令和2年度上下水道事業経営審議会の答申事項の進捗状況について
第3回	令和5年11月7日 13:30~15:30	議題1号:水道事業 経営戦略の見直しについて(今後の投資計画) 議題2号:下水道事業 経営戦略の見直しについて(今後の投資計画、財源計画、損益状況、資金残高)
第4回	令和6年3月28日 14:00~16:00	議題1号:下水道事業 下水道事業の現状と課題について 議題2号:今後の経営審議会の開催予定について
第5回	令和6年8月9日 14:00~15:40	議題1号:水道事業 令和5年度決算の概要について(速報値)、令和6年度当初予算の概要について、今後の経営概況・財政見直しについて 議題2号:下水道事業 令和5年度決算の概要について(速報値)、令和6年度当初予算の概要について
第6回	令和6年11月18日 14:00~16:10	議題1号:水道事業 経営戦略の見直しについて 議題2号:下水道事業 経営戦略の見直しについて
第7回	令和6年12月18日 14:00~16:40	議題1号:水道事業 経営戦略の改定 について 議題2号:答申について(水道事業分) 議題3号:下水道事業 経営状況の見直し
第8回	令和7年1月30日 10:00~11:50	議題1号:下水道事業 経営戦略の改定について 議題2号:答申について(下水道事業分) 議題3号:水道事業 経営戦略の改定(素案)、答申書(水道事業分)の修正事項の報告について
答申	令和7年2月21日 9:00~9:30	・答申

審議会 委員名簿

中津川市上下水道事業経営審議会委員名簿

委嘱期間 令和5年3月8日から答申の日まで

	所 属	氏 名	分 野
1	中京学院大学経営学部	りん せっか 林 雪華	識見を有する者
2	中津川商工会議所	なるせ ひろあき 成瀬 博明	公共的団体等の推薦する者
3	中津川北商工会	はやかわ まさと 早川 正人	公共的団体等の推薦する者
4	中津東地区代表	むぎしま のぼる 麦島 昇	住民の代表者
5	中津西地区代表	おかもと ゆきひろ 岡本 幸宏	住民の代表者
6	中津南地区代表	いわもと たかあき 岩本 隆明	住民の代表者
7	苗木地区代表	かすかみ としお 霞上 敏雄	住民の代表者
8	坂本地区代表	ももい なつお 桃井 奈津男	住民の代表者
9	落合地区代表	しまざき としお 島崎 利男	住民の代表者
10	阿木地区代表	にしお ともひで 西尾 友秀	住民の代表者
11	神坂地区代表	そが あきのり ※1 曾我 晶宣 いそかわ ひろひさ ※2 磯川 広久	住民の代表者
12	山口地区代表	たて まさあき 楯 政彰	住民の代表者
13	坂下地区代表	まつだ まなぶ 松田 学	住民の代表者
14	川上地区代表	はら だいぞう 原 大三	住民の代表者
15	加子母地区代表	いまい やすお 今井 康雄	住民の代表者
16	付知地区代表	きたはら ちひろ 北原 千弘	住民の代表者
17	福岡地区代表	にしお けんじ 西尾 謙二	住民の代表者
18	蛭川地区代表	すずき じさく 鈴木 治佐久	住民の代表者
19	中津川市連合女性防火クラブ	いざわ さかえ 伊澤 さか恵	住民の代表者

※1 令和6年3月12日まで

※2 令和6年3月12日から